

ID: 53

担当部署: 子ども家庭課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	大河原町世代交流いきいきプラザ条例 第9条第1項		
例規番号	平成25年条例第18号		
<b>【基準】</b> 第9条の規定による。 (使用料) 第9条 げんきサロンの使用料は、別表のとおりとする。 2 使用料は、第6条第1項の使用の許可を受ける際に納入しなければならない。ただし、別表中の冷暖房使用料については、使用後に納入するものとする。			
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日